

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 2通見つかった遺言書

Q : 父の遺産を整理していたところ、仏壇から自筆証書の遺言がでてきました。

父は生前、公証人役場で遺言を作っているのですが、自筆証書遺言と公正証書遺言がある場合には、公正証書遺言が有効になるのでしょうか。

A : 日付が新しいものが優先されます。

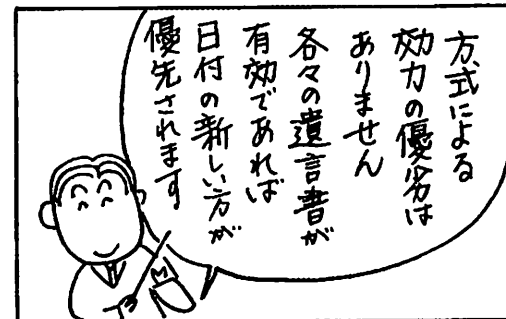
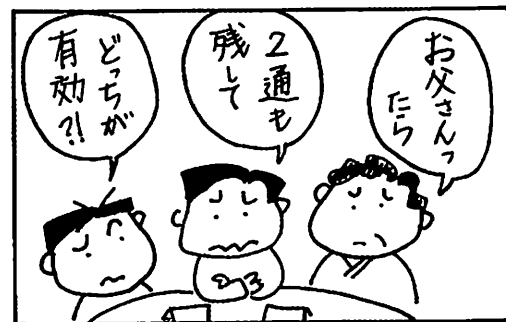
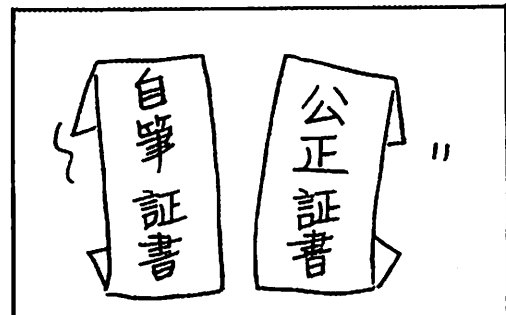
【解説】

遺言というのは、遺言者の最終の意思表示として尊重され、法的効力を持つものです。したがって、遺言書が2通ある場合には、遺言書の日付が新しいものが優先し、古い遺言書は撤回されたものとされます。

ただ、後の遺言書が優先されるのは、前の遺言書と異なる処分の仕方をしている場合に限られます。つまり、後の遺言書で前の遺言書が変更されたとみなされるわけです。

もちろん、作成時期の異なる2通の遺言書であっても、異なる事項についての内容であるならば、両方の遺言書に効力があることは当然です。

また、遺言の方式には、自筆証書や公正証書、秘密証書などの方式がありますが、方式による効力の優劣はありません。それぞれの遺言書が有効でなければならないことはいうまでもありませんが、有効であれば、公正証書遺言であっても自筆証書遺言であっても優劣はありません。つまり、作成の時期だけを比べて、新しい遺言書が優先することになります。



KIMIYO-I